

大和郡山市 既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 近い将来起こりうる大規模な地震による家屋等建築物の倒壊等による様々な被害から、住民の生命、財産を守るため住宅等の耐震化の促進が急務となっている。この要綱は、耐震診断を実施することにより、住宅の所有者等に耐震化に対する意識の向上や耐震化の促進をはかるとともに、所有者の積極的な取り組みを支援し、安全・安心なまちづくりに寄与するため、市内の、次に規定する木造住宅について、予算の範囲内において、耐震診断に要する費用の全額を市が負担し事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)をいう。

(2)事業者 大和郡山市

(3)耐震診断 奈良県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく評価方法により地震に対する安全性を評価することをいう。

(4)診断員 奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱第5条第1項の規定に基づき奈良県木造住宅耐震診断員として、奈良県に登録された者をいう。

(事業対象区域)

第3条 事業対象区域は市内全域とする。

(事業対象建築物)

第4条 事業の対象となる建築物は事業対象区域内の住宅であって、以下の条件を全て満たすものであること。ただし、その耐震性の向上のため、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1)構造は木造で在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法のいずれかで昭和56年以前に建築された住宅

(2)延べ面積が250平方メートル以下で、かつ、地階を除く階数が2以下のもの

(事業対象者)

第5条 事業の対象となる者は、前条に規定する事業対象建築物の所有者(共有の建築物にあっては、共有者の全員により合意された代表者とする。)とする。

(事業内容)

第6条 当該事業は事業対象者の所有する事業対象建築物について、診断員が耐震診断を実施するものである。なお、その費用については事業者が全額を負担するものとする。

2 前項による耐震診断は、事業対象建築物(住宅)1棟に対し、1回限りとする。

3 診断員は事業者である市と委託業務契約を締結するものとする。

(申請手続)

第7条 事業対象者で耐震診断の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大和郡山市既存木造住宅耐震診断事業申請書(様式第1号)
- (2) 事業対象建築物の付近見取図又は位置図及び住宅の写真
- (3) 事業対象建築物の建築時期が確認できる書類(登記事項証明書(建物)、建築確認申請完了検査済証、課税証明書等)
- (4) 事業対象建築物の所有者が確認できる書類(登記事項証明書(建物)、課税証明書等)
- (5) 所有者以外の者が事業対象建築物を使用している場合は使用者の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(事業対象者の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、事業の可否を決定し、大和郡山市既存木造住宅耐震診断事業実施決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。なお、事業実施の目的を達成するため市長が必要と認めるときは、条件を付することが出来る。

また、事業の実施が認められない者に対しては、大和郡山市既存木造住宅耐震診断事業却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 前項による事業対象者の選定は、申込多数の場合は抽選によるものとする。

(耐震診断報告書)

第9条 「診断員」は、当該診断完了後、「奈良県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づく耐震診断報告書を作成し、正・副2部を「事業者」に提出し、その内容について事業者の審査を受けるものとする。

2 事業者は前項による審査後、事業対象者に診断報告書を引き渡すものとする。

(完了報告)

第10条 事業対象者は、耐震診断が完了し前条の規定による耐震診断報告書の受理後7日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大和郡山市既存木造住宅耐震診断事業業務完了実績報告書(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

第11条 事業対象者に対する指導等

市長は、事業対象者に対して建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

第12条 情報の提供

事業対象者は、市長の求めにより当該事業により得た情報について、診断の実施を促進するため必要な限度において提供するものとし、市長はこれを使用することができるものとする。

第13条 施行の細目

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。